

# 浜松開誠館中学校・高等学校

## いじめ防止対策基本方針



## 目 次

<b>1章 基本的な考え方</b> .....	1
1. いじめの定義	
<b>2章 いじめ防止対策委員会 組織</b> .....	1
<b>3章 いじめの未然防止</b> .....	2
1. いじめを許さない学校・学級づくり	
2. いじめを未然に防ぐための具体的手だて	
<b>4章 いじめの早期発見</b> .....	2
1. 発見の手だて	
<b>5章 いじめに対する措置</b> .....	3
1. 発見から指導、組織的対応の展開	
2. 保護者との連携	
3. ネット上のいじめへの対応	
<b>6章 重大事態への対処</b> .....	4
1. 対処の流れ	
<b>7章 学校運営の改善</b> .....	4

# 1章 基本的な考え方

## 【はじめに】

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、「いじめは許されない」「いじめられている生徒を守り通す」という信念を持ち、教職員が全員で取り組んでいくことが重要だと考える。

本校では、教育理念として「学校は楽しく学ぶ場である」との考えを基盤に、夢力、人間力、智力をバランスよく育てていくことに重点を置いている。特に、人間力形成のための教育として「徳育」を中心にさまざまなプログラムを実施し、品格のある生徒像を理想として教育活動を行っている。

このような中で、いじめ防止に対して真摯に取り組み、全職員・保護者・関係者が一体となっていじめの解消をめざして行動していくことは、「互いに尊重し合い礼を尽くして人と接することができる生徒」、「少しのことにくじけず強い心を持って立ち向かっていく生徒」の育成に他ならず、まさに本校の目指す教育と大きく重なるところである。

## 1. いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。  
(いじめ防止対策推進法 第2条)

## 2章 いじめ防止対策委員会 組織

学校関係	・校長 ・教頭 ・副教頭 ・部活動推進室長 ・教務課長 ・人格品格指導課長 ・学年主任 ・学級担任 ・学年教員 ・学年人格品格指導課教員 ・部活動顧問 ・養護教諭 ・教育相談担当 ・特別支援コーディネーター
外部専門家	・スクールカウンセラー ・校医
保護者・地域	・PTA 会長、副会長 ・学校関係者評価委員 ・カフェテリア開誠館

※基本的に上記を委員とするが、いじめの事案に応じて柔軟に編成するものとする。  
また、通常時は人格品格指導課が担う。

### 3章 いじめの未然防止

#### 1. いじめを許さない学校・学級づくり

「発生してから対応する」のではなく、「問題が発生しにくい学校・学級風土をつくる」とい考え方へ転換し、学校全体で常日頃よりいじめを許さない雰囲気作りに力を尽くすことが大事である。そのために、教師の人権意識の向上や、教育活動の充実、教育相談体制の充実をしていく。

#### 2. いじめを未然に防ぐための具体的な手だてとして、以下のことを行う。

- (1) 学級経営の充実
- (2) 授業中における生徒指導の充実
- (3) 道徳、Kコンパス
- (4) 生徒会活動
- (5) 情報モラル教育
- (6) SEL 教育

### 4章 いじめの早期発見

いじめ早期発見のための具体的な手だてとして、以下のことを行う。

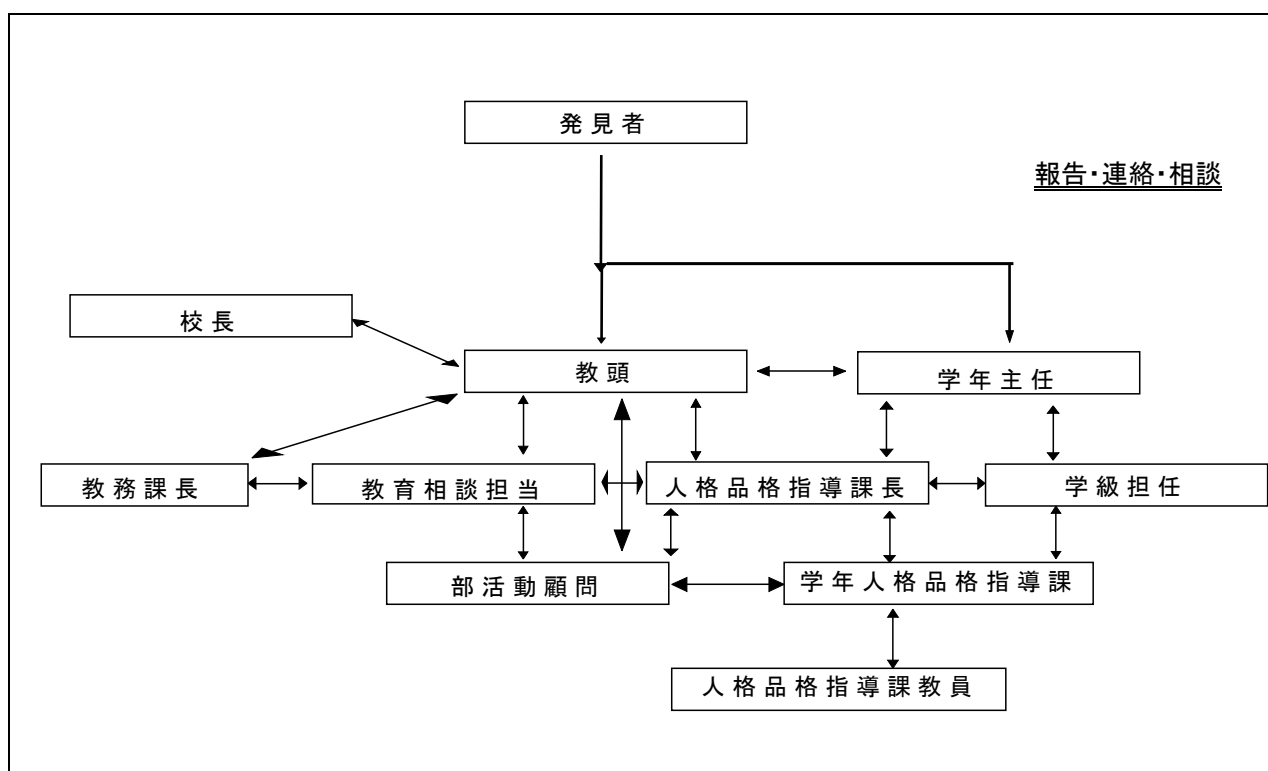
- (1) 教師と生徒の日常の交流を通じた発見
- (2) 複数の教員の目による発見
- (3) クラス内の人間関係を客観的に把握
- (4) アンケート調査
- (5) いじめを訴えることの意義と手段の周知
- (6) 職員研修
- (7) ネットパトロールの実施

## 5章 いじめに対する措置

### 1. 発見、事実確認、支援、指導、組織的対応の展開

#### (1) いじめの情報（気になる情報）のキャッチ

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・生活ノート等から気になる言葉を発見
- ・生徒、保護者からの訴え
- ・いじめアンケートで発見
- ・同僚からの情報提供



#### (2) 事実の究明と支援・指導

- ・いじめ対策委員会と連携し、当該学年が中心となって関係生徒から事情を聞くなどいじめの有無の確認を行う。
- ・いじめられた生徒、保護者への支援を行う。
- ・いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者によりよい成長へ向けて学校に取り組み方針を伝え、協力を求める。
- ・いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

### 2. 保護者との連携

いじめられている生徒の保護者との連携、いじめている生徒の保護者との連携、保護者との日常的な連携を行う。

### 3. ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

## 6章 重大事態への対処

### 1. 対処の流れ

重大事態（法第28条1項の各号に掲げる場合）が発生した場合は、直ちに都道府県知事(私学振興課)に報告する。

### 2. 重大事態の調査組織

当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに「いじめ防止対策委員会」を招集する。調査を行う組織の構成については、専門的な知識および経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるように努め、弁護士や精神科医、学識経験者心理や福祉など外部専門家の派遣措置等がとられる場合もある。

### 3. 調査と情報

調査を実施するにあたり、必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を行う。この際、客観的な事実関係を速やかに調査する。学校は、必要に応じて設けた附属機関等に対して積極的に資料を提供する。

## 7章 学校運営の改善

いじめ対策委員会を中心とし、必要に応じて年間計画・いじめアンケート・基本方針・ホームページの見直しを図る。

以上

2023年4月改定